

1. 日本語指導の指導体制の充実

奈良県下の小中高校において、誰一人取り残されない支援を行うために、奈良県教育委員会にリーダーシップを発揮していただき、各市町村が協力しつつ日本語指導体制の充実を進めていただきたい。

A 「日本語指導が必要な児童生徒」に関する考え方について

奈良県の学校現場で「日本語指導が必要な児童生徒」に関する考え方に各学校で大きな開きがある。文部科学省が定義している、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒」という考え方をもとに、「日本語指導」の制度を確立し、各学校現場へ「日本語指導が必要な児童生徒」に対する考え方を周知してほしい。

「日本語指導」に関する担当課が「日本語指導が必要な児童生徒に関する実態調査」を行い、文部科学省が開発した「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」のような客観的な評価ツールを活用し、「日本語指導」の要否を公正に判断ができるようにしてほしい。

B 「巡回日本語指導教員」、「初期対応日本語指導教員」、「多言語サポーター」に関する制度の確立

日本語指導に関わる教員および指導員の役割を明確にしてほしい。教育現場では、日本語指導員は「母語で子どもの学習をサポートする通訳者」という考えであったり、「渡日間もない、日本語での意思疎通ができない児童生徒に限られる」といった考えもいまだ根強いと感じられる。日本語指導に関わる教員および指導員の役割を明確にしてほしい。そのうえで、適切な配置を行っていただきたい。(2024年度県外教調査は、26校から「日本語指導の必要な児童生徒に対する制度が不十分で、実態に応じた配置にしてほしい」という意見が出されている)

<提案>

○巡回日本語指導教員

現在、教職員課が行っている「帰国・外国人児童生徒・日本語指導の必要な児童生徒数の調査」によって、日本語指導が必要な児童生徒18人に1人の割合で決定されている「巡回日本語指導教員」(2024年度5名)の市町村配置を、広域的なブロック割とし配置してほしい。2024年度県外教在籍実態調査では、「日本語指導が必要な児童生徒」は、180名以上在籍していると思われる。定数法から考えると10人の巡回日本語指導教員の配置が必要となる。

ブロックと拠点校(各ブロックに1校)は、県が決定し、そのブロック内の市町村教育委員会で、巡回指導ができる学校を決め、その際には、在籍数だけでなく、日本語指導の緊急度なども考慮し、ブロック内で協議して決める。巡回日本語指導教員がブロック内の日本語指導コーディネーターとなり、リモートでの初期指導や、日本語力調査、個々の学校への日本語指導のための体制づくりや教材紹介、初期対応日本語指導教員との連携の取り方などを助言し、初期対応日本語指導員、多言語サポーターと協力しながら、ブロック内の日本語指導にかかわる。

制度運用にあたっては、年度内に巡回日本語指導教員(新採用者の人材確保は県が責任をもつ)と、市町村教育委員会のブロック別日本語指導担当者への制度変更と職務内容変更への研修を実施して、新しい体制づくりができるようにしてほしい。

○初期対応日本語指導員

日本語指導が必要な児童生徒が2月段階で県に報告されている学校で、巡回日本語指導教員の配置、及び巡回校に入らなかった学校には、初期対応日本語指導員を4月から配置するようにしてほしい。また年度途中の編入学にも、できるだけ早期に指導員が配置されるようにしてほしい。

この11月に教職員課が行った「帰国・外国人児童生徒・日本語指導の必要な児童生徒数の調査」には、「英語母語」「編入学2年を経過する」児童生徒も調査対象となっており、初期対応日本語指導員の配置に関して、この趣旨を適用してほしい。

渡日したばかりの日本語ゼロレベルの児童生徒が急増している。入国後の初期指導も含め、早期に学校が受け入れ態勢を組めるように、初期対応日本語指導員が指導できる時間数(週2時間2回から、週8時間へ)を確保してほしい。

今現在、県外教調査では多くの初期対応日本語指導員が「やさしい日本語」を使用し、学校での教育内容を理解し

た上で、取り出し授業を行い、児童生徒の教育保障にあたっている。「特別の教育課程」にあたる指導をしているにも関わらず、県や学校は「特別の教育課程」にあたる指導をしているという認識がない。そのため、懇談や保護者との連絡、担任との連絡や報告書などの作成に費やす時間、教材研究や教材作りに関する労働が勤務時間として認められていない現状がある。(対象児童生徒が欠席すると、出向いているのに通勤費もつかない・日本語指導研修会への参加や、保護者との懇談の参加もボランティアとなる)また、指導員は教材も自費で購入している現状もあり、各学校への指導員の教科書の準備の呼びかけや、県による日本語指導の教材やタブレット等の貸し出し等の指導員のサポート体制を構築してほしい。日本語指導員の職務をはっきりとし、そのための給与支払いの根拠をしっかりと決めてほしい。

○多言語サポーターと通訳派遣

現在、児童生徒の母語が話せる外国人の初期対応日本語指導員が勤務している。渡日間もない日本語力ゼロレベルの児童生徒とその保護者にとっても、学校にとっても言語に対応できる通訳者の存在は大きい。その指導員を、「多言語サポーター」と改め、「日本語指導員」ではなく、児童生徒と保護者が安心して学校生活を送るための「支援員」として派遣とすることはできないか。巡回日本語指導教員や初期対応日本語指導員と連携しながら指導する立場に改め、保護者との連絡や懇談時に通訳として出向くことも仕事の内容の一部とできないか。(週1時間～8時間)

C 学校教育に関する県全体日本語指導コーディネーターの配置と人材バンクの作成

「巡回日本語指導教員」「初期対応日本語指導員」「多言語サポーター」の採用は、各市町村や学校長に任されているケースが多い。奈良市以外は人材バンクとしての機能がなく、継続的に雇用される場合が少なく。しかし、今現在活躍する初期対応日本語指導員には、外国語が堪能であったり、日本語指導の経験を重ねた専門性の高いスキルを持つ人材が多い。情報が一元化されていない現在、市町村教育委員会と連携し、その人材を雇用している県が、人材バンクを作り、専属コーディネーターを担当課に位置づけ、各市町村や各校への教育的支援人材バンクを管理する体制を作っていただきたい。

D 管理職及び教職員におけた研修について

現行の奈良県が行っている日本語指導の制度について十分にご理解いただいている市長村の担当者や管理職が大変少ないと感じる。市町村の担当者や管理職に対して、日本語指導の意義と制度について文書化し、研修会や説明会を実施してほしい。

また、県外教が委託を受けている「日本語指導研修会」でも、県の立場から奈良県の制度について文書化し説明をしてほしい。その上で、日本語指導教員や学級担任の実践に学び、広くその内容を教育講演会などで多くの学校に理解を進めていく研修会を実施してほしい。義務教育課が行っている「日本語指導」の研修と、委託事業としての「日本語指導研修会」も連動性をもたせながら実施してほしい。

E「特別の教育課程での日本語指導」について

特別の教育課程を編成して行う日本語指導について県の対応方針を示してほしい。学校長や教育委員会内に「特別の教育課程」に関しての認識が十分であるといい難い状況があり、実際に「取り出し」によって特別の教育課程を編成し、その報告書を県にあげているのは、巡回日本語指導教員の配置校でも数校ではないだろうか。

「日本語指導が必要な児童生徒」のすべてに「特別の教育課程による日本語指導」が実施できるよう、その対応方針を各学校に周知徹底してほしい。また、日本語指導担当者が「個別の指導計画」を作成する際にサポートが必要となると考えられ、サポート体制を充実してほしい。

2. 通訳の配置について

県立高等学校には、通訳派遣事業があるが、就学前や小学校、中学校でも、様々な場面で通訳の派遣が必要になる場面がある。(2024 年度県外教在籍調査では、保護者との連携をとるために通訳の配置を求める声が 18 件あがっている。また外国人家庭との連携をとることに不都合が生じているという回答は 123 名にものぼる。)各市町村に県が行っている通訳派遣制度にならって、市町村の責任で派遣できるように指導してほしい。また、非常勤の日本語指導員がその保護者の言語が話せ、通訳をお願いする場合は、本来の日本語指導教員としての職務とは分けて、通訳派遣として予算措置が必要なことを市町村と協議してほしい。

2023年度在籍実態では、60か国を超えるルーツをもつ外国人乳幼児児童生徒が、県内の保幼小中高に在籍してい

る。また、日本語指導が必要な児童生徒だけでも、29か国にルーツをもつ子どもたちが在籍している。その言語は多様で、市町村のレベルでは、対応しきれていないのが現状である。通訳者人材バンクを奈良県として作り、各市町村教育委員会と連携をとりながら、情報交換につとめてほしい。(特に、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語など)

3. 特別支援学級・特別支援学校への入級・入学について（外国人の子の就学に関する手続）

文科省の「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）」にそって「学齢の外国人の子が就学の機会を逸することのないよう」、「就学先、就学年次、障害、就学時期などに配慮」をし、就学事務手続きがなされるよう各地教委・自治体住民課窓口に指導してほしい。

また、県教育委員会が発行している「特別支援教育の更なる充実において 就学指導のガイドライン」によれば、障害をもつ子どもの就学先（特別支援学校や特別支援学級等）を決定する手続きは、就学前から保護者とスタートアップシートを使い面談をすすめる、専門家の検査を受け、当該家庭と相談し、就学指導委員会を開催して決定することになっている。しかし、外国から障害をもつ学齢期の子どもが市町村に転入した場合、就学先を決定する手続きが書かれていない。

県外教調査では特別支援学校に 24 人、小中学校の特別支援学級に 87 人の在日外国人児童生徒が在籍している。これまで、多くの場合、就学先は、転入した市町村で決められた学校の普通学級に就学してきたと思われる。在籍する子どもたちの中には、学齢期に転入し普通学級に就学し、その後に特別支援制度の対象となった子どももいるものと推察される。

今年度、複数の学校から、渡日したばかりの外国人児童生徒が日本語でのコミュニケーション以外にも、特別な支援が必要な子どもと判断されるのではないだろうかという相談が出されている。そのためには、就学指導委員会を開き、通訳を介して、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、児童生徒や保護者に丁寧に説明し十分な理解を得ることが必要である。外国から転入してくる学齢期の子ども「特別支援学級」「特別支援学校」への入級について速やかに対応できるよう、「就学指導のガイドライン」を改訂されたい。特に、多言語に対応できる専門医療機関との連携がすみやかにとれるよう、県として働きかけてほしい。

4. 高校入試制度について

県外教調査の近年 3 年間を平均すると県内の公立高校には総数で、在日コリアン生徒が約 50 人、「新渡日」生徒が約 300(前年 250)人在籍し、ほとんどの高校に在日外国人生徒が在籍している。「特例措置」「特例選抜」実施校 3 校の措置入試入学者数の合計は、2022 年度が 5 名、2023 年度が、10 人、2024 年度が 9 人であったが、在籍する外国にルーツをもつ生徒数は、今年度県立国際に 21 人、法隆寺国際に 30 人、高取国際に 27 人、合わせて 78 人になり、3 校の在籍数は前年度(63 人)から、15 人も増加した。外国にルーツをもつ生徒にとって、3 校は、特例措置対象者だけでなく、進学したい学校となっている。このような現状から、高校での在日外国人生徒の教育保障は、特例枠入試実施校がモデルとなって県全体で推進されていくべきと考えている。

A 「特例措置」「特例選抜」

2025 年高校入試要項で「特例措置」「特例選抜」の応募資格が、小学校 4 年生以降に転入学した「外国人生徒」を「外国籍生徒」と変更された。問い合わせると、運用では前年度までと変わらないとの回答だった。誤解が生じないよう「外国人生徒」に記載を戻されたい。

県内の全ての市町村に外国人が在住しているが、奈良市、郡山市、生駒市などの奈良県北部の市部に集中して暮らしている。県外教の在籍実態調査を見ると日本語指導が必要な子どもの約 6 割が奈良県北部である奈良市、生駒市、大和郡山市に在籍している。取り出し授業や日本語指導等を実施する「特例措置入試」実施校を奈良県北部に設置してほしい。

2020 年度に開校した県立国際高校で「帰国生徒等特例選抜」が実施されて 4 年が経過し、中学校も併設された。「特例選抜」で入学した生徒への支援を拡げ、日本語指導が必要な生徒にも対応できるよう「特例選抜」から「特例措置」へと改編してほしい。

B 特例枠入試の応募資格に入らない子どもたちの高校教育の保障

日本で生まれた子どもや、小学校3年までに「渡日」してきた子どもの中には、日本語の習得が不十分なため、学習についていけない子どもが多数いる。ダブルリミティッドといわれる子どもたちだ。このような子どもたちが、アクセスできる高校として、入学後も様々な学習支援が期待できる単位制高校がある。他府県でもそのような学校が存在する。日本語の習得が不十分な子どもが集まり、高校卒業をめざしている。文科省が全ての高校に「日本語指導」の実施を求めている。奈良県も特例措置入試の応募資格に入らない子どもが日本語の習得ができる「特別な教育課程として日本語指導」を実施する学校を設置されたい。

C 「web出願」等のITの導入について

県立高校入試の出願方法について、前年度（2024年）から、web出願のみとなった。出願した子どもたちや保護者、中学の先生から様々な問題点が出された。「名前欄で入力できる字数が不足、困った。」「受験料の決済で、インターネット決済や銀行振込ができず困った。」「webサイトの案内は、日本語のみでの説明が何ページもあり理解できず、通訳の手助けが必要となった。」「学校からは日本語指導員や、進路担当教員など特定の教員に負担が大きくなった。」「特例枠受験では、応募資格を証明する特別な書類を作らねばならず、その文書をネットでアップロードするのに苦慮した。」など、数多くの問題が県外教に届いた。

県として初年度をどう分析されたのか、今年度入試がどう改善されるのか、明らかにしてほしい。入力の手順を紹介するスライドを多言語化し、さらにわかりやすい動画を作成してほしい。また、電子振込等ができない家庭だけでも必要に応じて紙ベースの出願も許可されることを強く要望する。

D 中学卒業直後に渡日した外国人生徒について

学校年度の開始・終了が9月始まり、7月終了の国地域から、中学卒業直後に渡日してくる外国人生徒がいる。過去の例では、中学3年生に地元の中学に体験入学し、高校入試に臨む子どもたちがいた。この子たちは特例枠の応募資格をもつが、原則として、中学校卒業資格があるので、住民登録する地域の中学3年には編入できず、日本語指導の授業を受け、日本の学校生活を体験することなく、日本語で実施される高校入試に臨まなくてはならない。県として早急な対応をお願いしたい。

5. 教職員研修（学校内外で強まっているヘイトスピーチなど排外主義への対応）について

在留外国人数は全国で341万人を超え（法務省2023年末）、県内学校園所の外国ルーツ在籍総数も、2024年には、1571人と大幅に増加している（中間集約11月5日現在 県外教調査）。しかも児童・生徒のルーツとなる国や地域、渡日の背景はアジアを中心にいっそう多様化している。教育関係機関・教職員はこのような変化に対応した学びを深めていかねばならない。しかし、県外教実施の研究集会・学習会等での感想の中に、明らかに認識の間違いで外国人差別につながると考えられるものや基本的な理解が不足していると判断せざるを得ないものが増えてきている。管理職を含めた教育関係者全般にわたって、外国人教育の重要性の認識が弱くなってきているのではないと思われる。外国人児童・生徒が日本の文化や学校制度に慣れる、理解する事も大切だが、それ以上に異なる文化や習慣が日本人児童・生徒に広く理解され、受け入れられる学校、地域、教育環境を創り上げていくことが肝要なのではないだろうか。それは一部の部署や担当者が担えるものではない。全ての教職員が外国人教育の重要性を深く認識し、積極的に研修や啓発の機会に参加するよう、外国人教育の推進を進めていただきたい。

A ヘイトスピーチ規制条例の制定にむけて

ヘイトスピーチ、ヘイトクライムは現在では差別扇動、差別犯罪と規定するのが正しいとされていて、世界の多くの国では差別禁止法が制定・適用され、効果をあげている。しかし、日本は未だに被害者を護り、ヘイトを取り締まる実効性のある法律がない。ヘイトスピーチ解消法が制定され8年が経過したが悪質なヘイトは一向になくならず、2021年には桜井の青年が京都の在日コリアンが集住するウトロの住宅街に放火した。彼は大和高田の民団支部や愛知県民団本部にも、放火・放火未遂をした。学校現場でも外国人生徒への差別・ヘイトが起きている。罰則規定がある条例が川崎市や大阪市で制定され、一定の成果が表れてい

る。奈良県でも実効性のある条例の制定にむけての取り組みを早急に進めていただきたい。

B 差別・排外をなくすための外国人教育を推進する研修の拡充

管理職研修・会合等で、外国人教育に関して奈良県外国人教育研究会の意義や事業について、周知する機会を作ってほしい。同様に、初任者・中堅教員研修においても、外国人教育にかかわる内容を着実に実施してほしい。「令和 7 年度奈良県高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置要項 応募資格」の表記が誤解を与えるものとなったことへの振り返りも必要であるとする。

C 拉致問題学習・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクール」など配慮が必要な学習について

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）に関する偏見を生む恐れのあることや、在日コリアンに対するヘイトスピーチを助長する恐れのあること、在籍する在日コリアン児童生徒や他の外国人児童生徒への配慮をすべきであり、そうしないと多文化共生教育を損ねかねないものであることを十分認識できるよう通知や告知をしていただきたい。

6. 外国人教育基本方針を制定し、校種や自治体が異なっても必要な外国人支援事業ができるよう推進してほしい。

A 指針の改訂

保幼こ・小・中・高・特支・私学等の校種によって、管轄が違うという理由で外国人教育諸事業がまちまちとなっている現状がある。県として総合的な外国人教育基本方針を策定するか、それができないとしても個別・課題別に基本的な方針を示し、すべての校種で外国人教育を推進していけるようにしていただきたい。

1986 年に策定された「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」以来すでに 37 年が経過し、その間に中国引き揚げ者や南米日系人をはじめ、また昨今は移住労働者の受け入れが拡大するなど多数の外国人が渡日する状況が続いており、在日外国人をめぐる状況は大きく変わっている。現状を把握し、県内に在住する在日外国人児童生徒の実態に即した方針・指針に改訂していただきたい。

B 「統合型校務支援システム」による外国人児童・生徒の名前・生年月日の記載について

2012 年に外登法廃止、入管法と住基法の改訂があり、教育行政に IT 導入が進んだ。奈良県でも学齢簿、学習指導要録が、住基ネットと関連づけられ校務支援システムが、徐々に利用されるようになった。さらに 2025 年 5 月より、戸籍法が改正され、振り仮名が法制化される。校務支援システムの導入が一層進むと聞いている。外国ルーツの子どもたちの名前が、2012 年以降、役所に届けられた「氏名」に加え、25 年度から「振り仮名」も、住民基本台帳で一元的に管理される（役所に届けられた名前は、本名＜民族名＞でなく、どの国・地域であっても氏・名の順にローマ字で書き換えられた）。役所に届けた「氏名」と違う名前でも、学校生活を送りたいという子どもたちも多い。日本人の子どもも含めて「名前の自己決定権」があり、この権利は守られねばならない。県が管轄している校務支援システムにより、子どもの名前の権利が阻害されないよう工夫してほしい。また、住基台帳法では、外国籍の住民は国籍や在留資格も台帳に記載されることになっており、生年月日は和暦でなく西暦で記載することが明記されている。生年月日を自治体が和暦に統一し管理することは、住民基本台帳法に違反するだけでなく、日本人であっても元号もしくは西暦で記載する自由があることが明記されている。市町村の学籍簿、各校の学習指導要録がともに統合型校務支援システムで管理されたとしても、以上のことは法的に守られねばならないし、人権保障にもつながると考えている。

7 個別・具体的要望

- ・奈良スーパーアプリ等の ICT 推進で、外国人や障害者などが、日本語での申請に困難が生じている。多言語化ややさしい日本語を使うなど改善をお願いしたい。
- ・県の一部職種に残る国籍条項および任用制限を撤廃してほしい。
- ・外国籍教員の管理職任用の国籍条項を撤廃してほしい。